

令和7年10月14日

報道機関各位

吉川市政策室主幹

## 定額減税補足給付金(不足額給付)振込口座の 変更処理の不備について

定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に当たり、公金受取口座の登録がある方のうち、別の口座での受け取りを希望して電子申請により変更手続きをした方について、システムの不具合により振込口座の変更処理ができず、9月29日付けで変更前の口座に振り込みを行ってしまいました。

関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 概要

- ①判明した日 令和7年10月9日  
委託先事業者から口座変更処理ができていなかった旨の第一報
- ②対象件数 70件
- ③誤りの内容 振込先口座の変更手続きがなされていたにもかかわらず変更前の口座に振り込みを行った。
- ④対応 令和7年10月14日付けで対象者宛に謝罪文書を送付

### この件に関するお問合せ先

- お問合せ：総務部 課税課 ☎048・982・5114

記事提供：政策室 広聴広報担当 ☎048・982・5112